

第2版はしがき

本書（『新基本行政法学（第2版）』）は、初版を上梓してからわずか4年しか経過しておらず、通常であれば、主要法令の制定・改廃等に伴う必要最小限度の見直しにとどめるべきところであるが、この際、初版の「編集・執筆方針」を基本的に維持しつつ、執筆者の交替もふくめて、かなり大幅な加筆・補正を行い、読者にとってわかりやすい行政法総論の「現代化」に資するようにとくに配慮した。

この間長年の懸案であり、またこれまで「挫折」をくりかえしてきた争訟・手続行政法部門の通則法である行政不服審査法、および行政手続法の改正が実現し、さらに地方自治法の改正、ならびにいわゆる行政手続番号法（マイナンバー法）などの基本的法令が制定されたため、これらに関連章節に位置づけながら、その内容を取りこむことが、本書改訂の主たる理由である。とくに行政不服審査法の抜本的改正は、これまでの行政による自己点検というより、むしろ公正な紛争解決のしくみに重点をおくもので、国のみならず地方自治体においても、その人的組織的体制をどう築くかが、今後の大きな課題となる。それとともにこの際、行政法においては重要な「判例」が輩出しており、これらを総論において正確に位置づけることが不可欠であることに鑑みると、本書もこの方針を確認し、可能なかぎりこれらを取り入れ位置づけることにした。それに伴い、行政法基礎理論、とくに比較法的視点からの解説は、相対的に比重を低下させざるをえなかった。

また執筆者については、これまで共著者として本書（初版）・前著『基本行政法学』において、重要な箇所を分担執筆していただいた岡本博志氏から辞退の申し出もあり、また中高年研究者の負担を軽減して、その代わりに福重さと子、大谷美咲、および児玉弘各氏の若い研究者へバトンタッチし、分担執筆していただくことになった。本書改訂版はこのような研究者の分担執筆への参加で、年代・男女間のバランスのとれた構成になった。岡本氏には快く後進に道を譲っていただき、これまでのご労作に対し厚くお礼を申し上げる次第である。

他方、初版の代表編者である手島孝九州大学名誉教授には、本来ならば名実

共に編集者として、著作内容全体を「大所高所」から隅なく校閲・チェックしていただくはずであったが、思わぬ病魔のため第2版では監修の地位に専念せざるをえなかった。公私にわたり手島先生のご指導を受けてきた、若い研究者を除く執筆者一同にとっては大変残念ではあるが、皆さん先生のご快癒を願いつつ、元気なその^{けいがい}警咳に再び接することができる日の来ることを鶴首しているところである。

またすべての執筆者の皆さんには、ご多忙のなか、割り当てられた箇所をテキスト著作全体のなかで位置づけ、要領よくまとめていただき、心よりお礼を申し上げます。とくに非常事態下のパリ在住の福重さと子さんには、ヨーロッパ(パリ) + 「緊急事態」という二重の緊張下での留学生活のなかで分担執筆という役割を十分に果たしていただき、厚く感謝申し上げます。この際他の編者も、「世代交代」をはかることが必要ということを十分認識しながらも、前述のごとく本書が「第2版」であること、かつ、初版の執筆・編集方針を一応「基礎」にしていることから、敢えて監修の役割を担い、代わりに村上英明・小原清信両氏に実質的に「編集」の仕事をお願いすることにした。また小原氏には、初版と同様「索引」の作成という煩瑣な仕事を引き受けていただき、その適確な仕事ぶりにはお礼のことばもない。しかし、行政法総論全体をコンパクトに、かつ、アップツーデイトな「行政法作品」に上げるといふ基本的任務の遂行の責任はあげて監修にあることはいうまでもない。

今回もまた、法律文化社・顧問の秋山泰氏に大変お世話になった。とくに本書改訂版の提案、編集、執筆内容、および校正に至るまで、氏の適確なご指導のおかげで、ここまである程度満足できる「仕上げ」になったと思われる。この際、各執筆者ともども法律文化社、秋山氏に衷心より感謝申し上げます次第である。ともあれ前著・本書初版と同様、超情報社会のなかこのような法律系テキスト類の出版市場・大海への進出が容易ではないことはいうまでもないが、いまとなつては、本書〔第2版〕が多くの読者・人口に膾炙し、その航海が無事・安全なものであることを願うほかはない。

2016年1月

はしがき

本書は、「第3版」まで版を重ねた前著・手島孝他編著『基本行政法学』（法律文化社・初版1993年）を引き継ぎつつ、この「改訂」としてではなく、新しい編集方針のもとに、新進気鋭の若手執筆陣を加えて、文字どおり新著として書き下ろした行政法総論に関する体系書である。

前著は、国内外の時代の変遷、行政法令の制定改廃、および関連判例の増大などにもある程度対応できるように編集・執筆されたが、このところの行政法を包む環境・制度の変化はすさまじく、法律文化社のお勧めもあり、この際、構成・内容・体裁を一新して、新しく出直すことにしたものである。

この間、とくに司法制度改革による法科大学院の設置・新司法試験の実施は、法曹養成に多くの課題を引き起こしつつあるが、また法学・行政法教育のありかたにもおおきな影響をあたえた。すなわち、理論より実務へ、外国法の比較研究教育より日本法プロパーの教育へ、および行政組織法・活動法（作用法）より争訟部門・判例研究へのシフトなどが、その代表的傾向である。

また、地方分権改革により、広く行政法のうち、国家行政より自治体行政へ、法の適用・解釈から政策法務へと重点・関心の移動があり、これらを「行政法総論」のテキストとして、どう取り込み・位置づけるか、目下、大きな分岐点にたっているといつてよい。

さらに、高度科学技術の発展、国内外の「リスク」の増大により、市民の「安心・安全」のための行政（法）、とりわけ未曾有の3・11東日本大震災・原発事故によって白日の下に曝された防災行政のしくみ・実態（狭義の災害予防から復旧・復興、損害賠償、原発規制の問題など）が、国・自治体の行政活動全般、それらと民間の諸活動との関係、およびこれらに関する法制度・理論のありかたに根本から見直しを迫りつつある。

このようななか、大海原に帆をあげる本書の特徴をあげれば、次の諸点をあげることができよう。

本書は、大学の法律系の学部・学科における行政法教育のためのテキストたることを主たる目的に、従として市民・行政体・公務員のための行政法令の解

積・適用の法的規準の提供をめざし、内容的には、行政法に関する基礎理論をベースに、国家行政のみならず自治体行政に関する法の解釈を中心に、政策法務への言及を行い、全体として理論と実務に貢献できるよう、かつ、初心者にもわかりやすく行政法の総論基礎に関して共同執筆したものである。この点、行政法（学）の細分化・特化が進みつつある今日、「2～3兎を追う」の弊のおそれもあるが、あえて、これらの諸課題の円滑な克服をめざしたものである。

次に、「理論」（ドイツ法）、「判例」（フランス法）、「手続・過程」（英米法）、および実定法の「政策手段」化（日本）、それぞれに強いという各国行政法の相対的特色のなかで、外国法から影響を受けながらも独自性を発揮しつつあるわが国行政法において、これらの平行四辺形的凝縮・バランスに配慮したこと、である。

第三に、ほぼ各章ごとに、「コラム」欄を創設し、執筆者に章テーマに関連する判例の解説、立法・学説の動向などの「話題」をとりあげて自由に執筆していただいた。本文と合わせて読まれると、一層解説・論点が明確になる。

このような本書が成るにあたって、まず出版・編集方針にそって、それぞれ一定の項目について、短期間に力作を脱稿していただいた各執筆者に、編者として衷心よりお礼を申し上げる。とくに、「コンパクトに」・「統一性」の確保といった編者の注文に快く応諾していただいたことに対して、各人の自由な研究成果を生かしきれてないのではと、危惧の念を禁じえないところである。

最後に、きびしい出版事情のなか、良質の出版活動を一貫して展開されており、かつ、本書の出版、企画、編集、校正まで大変な御指導をいただいた法律文化社、とくに秋山泰・掛川直之氏に、衷心より感謝申し上げます。なお、巻末の索引については、ご多忙のなか、共同執筆者の小原清信氏に労を煩わせることになった。ここに記して、お礼を申し上げます。

ともあれ、本書は、前著を含めれば2度目の大江湖への進水である。「ネット・検索」万能時代の今日、本書による航海が順風満帆とはいかないまでも、広く読者に、頼られる学びの実り多い船旅になることを、切に希望するしだいである。

2011年10月

中川 義朗・手島 孝